

「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました

「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、平成25年春号で皆様方のご意見を募集していましたが、期間中に応募がなく、5月開催の農業委員会定例総会において原案どおり決定しました。

内容は、折込みをご覧くださいか、または、ホームページ
<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/> に掲載しています。

来年4月にもご意見及びご要望等を募集しますので、よろしく願いいたします。



下限面積について（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）

農地の権利取得に際しての要件の一つに下限面積要件があります（農地法第3条第2項第5号）。砂川市管内では、権利取得後の経営面積が1.5ヘクタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。（ただし、例外措置があります。）

この下限面積は「毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされていますので、本年度の検討結果をお知らせします。

【平成25年7月開催第25回砂川市農業委員会定例総会決定】

農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要性はなしとし、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 設定区域 | 砂川市 |
| 2. 設定面積 | 1.5ヘクタール |
| 3. 適用法令 | 農地法施行規則第17条第1項 |

設定理由

2010世界農林業センサスで、管内の農家で1.5ヘクタール未満の農家が全農家数のおおむね4割を超えているため、農地法施行規則第17条第1項を適用し、平成24年度の遊休農地率は0.4%と低い現状から、農地法施行規則第17条第2項は適用しない。

※ 農地法施行規則第17条第1項 ⇒

その原則の面積（北海道2ha）が、地域の平均的な経営面積の実情に適さないと判断される場合

農地法施行規則第17条第2項 ⇒

高齢兼業化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合



農業者年金に加入しませんか

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

加入のメリット

- ① 少子高齢化時代に強い年金です。【確定拠出型年金】
- ② 保険料の額は自由に決められます。
【月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択】
- ③ 終身年金で80歳までの保証付きです。
- ④ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
【支払った保険料全額が社会保険料の控除の対象】
- ⑤ 農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。
【一定の条件を満たした方には、国から月額最高1万円の保険料補助】

※ 詳細は、農業委員会（54-2121内線354）・農協（54-3181）までお問い合わせください。